一人ひとりの"らしさ"を

大切にするまちを目指して

令和5年4月1日から、「日野市ジェンダー平等条例」が施行

男女の性別や、性自認、性的指向にかかわりなく、すべての人がありのままに尊重され、多様な生き方を認め合うまちを目指し、これまでの「日野市男女平等基本条例」を「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」(略称:日野市ジェンダー平等条例)へと改正しました。

市、市民、事業者がともに取り組むこと

- ◆性別、性自認、性的指向による差別の禁止
- ◆カミングアウト(自らの性自認、性的指向を告白すること)の自由保障
- ◆アウティング(知り得た性自認、性的指向に関することを、本人の意に 反して第三者に暴露してしまうこと)の禁止

日野市パートナーシップ制度 4 / 1(土)から開始

日野市では、性別等によらず、人生を共に歩むパートナーとしての ふたりの関係性を大切にするパートナーシップ制度を始めます。

宣誓者は下記の証明書をお持ちです。

証明書のご提示があった際には、ふたりの関係性を ご理解いただき、可能なご配慮をお願いします。

意図していないものを 含むアウティングに

ご注意ください。















お問い合わせ先

日野市企画部平和と人権課

☎ 042-584-2733

☑ danjyo@city.hino.lg.jp

一詳細は

